

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	4-4	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の6 第2項	不利益 処分の 種類	指定調査機関に対する調査事 務規程の変更命令	
○介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)						
(調査事務規程)						
第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に 関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これ を変更しようとするときも、同様とする。						
2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実 施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずるこ とができる。						